

市役所代表

☎ 23 5111

FAX 22 5100

土・日曜日および祝日は閉庁

❖お知らせの表記

問…問い合わせ先

目…申し込み先

※費用の記載がないものは無料です。



土木課からのお知らせ

■協働の力で快適な冬道を！

市では、市民・除雪業者との協働による除雪を推進しています。

市民の皆さんには、守らなければならぬこと、協力できることをお願いいたします。共に力を合わせて、快適な冬道を目指しましょう！

市民の皆さんへお願い

▼道路への雪出しはやめましょう。

▼路上駐車はやめましょう。

▼屋根の雪が道路に落ちないように、対策を行いましょ。

▼除雪後の間口寄せ雪の片付けは各家庭で行いましょう。

▼除雪作業中の車輛には絶対近寄らないようにしましよ。



■まごころ除雪事業

市では、除雪が困難な世帯に対し、除雪を支援します。

対象 高齢者、身体障害者および児童のみで構成され、自らの家の敷地を自らが除雪することが困難な非課税世帯

実施内容 間口から玄関先までの簡易な除雪

申し込み方法 申し込み先に備え付けの利用申請書に記入の上、提出してください。昨年度対象となつ

た人へは利用申請書を郵送します。

申し込み先 土木課、高齢介護課、十和田湖支所、(社)十和田市社会福祉協議会

問 土木課維持係 ☎ 51 6730

宝くじ助成金で多文化共生事業に取り組みました

NPO法人プロ・ワークス十和田が、宝くじの受託事業収入を財源として実施しているコミュニティ助成事業を活用し、ベトナム国幼児教育リーダー4人を招き、市内保育園の視察や地域住民との情報交換などを通じて、互いの文化を共有することで、国際意識の高揚を図る事業を実施しました。

問 まちづくり支援課

☎ 51 6725



11月は労働保険適用促進強化期間です

労働者を一人でも雇っている事業所は労働保険に加入する義務があります(農林水産業の一部を除く)。労働保険の成立手続きがお済みでない事業主は、速やかに加入手続きをするようお願いいたします。

※労働保険とは労災保険と雇用保険を総称した名称です。

問 三沢公共職業安定所十和田出張所 ☎ 23 5361

消費税軽減税率制度・年末調整関係事務説明会

とき 11月17日(金)

▼午前10時30分～(1時間程度)

消費軽減税率制度

▼午後2時～(1時間30分程度)

年末調整関係事務

ところ 市民文化センター

※申し込みは不要です。

問 十和田税務署 ☎ 23 3151

秋期側溝清掃 土砂・汚泥回収 問 まちづくり支援課 ☎ 51 6726

対象地区	回収日程
一本木沢、一本木沢一・二丁目、ひがしの一・二丁目、元町西一～六丁目、元町東一～五丁目、上平、下平(稲生団地除く)、北平、千歳森、七郷、南平、長根尻、後野、井戸頭、北斗、藤高	11月6日(月) ～ 8日(水)
稲生町、東一～三番町、東十一～十三番町、東二十一～二十四番町、西一～三番町、西十一～十三番町、西二十一～二十三番町、里ノ沢、牛泊、しらかば団地、八郷、本金崎、西金崎、稲生団地	11月13日(月) ～ 16日(木)
穂並町、東四～六番町、東十四～十六番町、西四～六番町、西十四～十六番町、並木西、西小稲、日の出町、朝日ヶ丘、一本木、白上中通り、小林	11月20日(月) ～ 22日(水)

※側溝から回収された土砂は、災害用土のうなどに再利用します。空きカン、空きビン、紙、プラスチック類のごみは可能な限り除去し、落葉と土砂はより分けてください。

※収集車は各通りを一度だけ回収します。泥上げは回収日初日の前日までに終わらせてください。

※土砂・汚泥は、ある程度の大きさ(高さ30cmの円すい型)にまとめて置いてください。また、交差点付近には置かないでください。

※土砂・汚泥は草の上に置かず、アスファルトなどの平坦な道路脇の、見えやすく分かりやすい場所に置いてください。また、段ボールや肥料袋に入れないでください。

※国道・県道の清掃を実施する町内会は、国・県に回収を依頼しますので、まちづくり支援課へ事前に連絡してください。

※毎年、回収日の間違いが見られますので、再度日程をご確認ください。